

他の地方独立行政法人の評価基本方針

法人名	秋田公立美術大学	秋田県立病院機構	明石市立市民病院	大牟田市立病院
表題	公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針	秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針	地方独立行政法人明石市立市民病院の業務の実績に関する評価の方針	地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針
決定月日	平成25年11月12日	平成17年7月13日 改正：平成18年7月20日 改正：平成19年6月4日 改正：平成22年7月28日	平成24年4月27日	平成22年8月31日
決定機関	秋田市公立大学法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会決定
前文	秋田市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）において知事所管の地方独立行政法人（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）の評価を実施するにあたり、以下の方針に基づき行うものとする。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。
評価の趣旨・目的	1 評価の趣旨 (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。） 各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。 (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。） 中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。	1 評価の趣旨 (1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。） 各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。 (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。） 中期目標期間終了後において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析結果を踏まえ、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。		
評価の基本的な考え方	2 評価の基本的な考え方 (1) 事業年度評価 ア 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。 イ 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ウ 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。 (2) 中期目標期間評価 ア 中期目標および中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。 イ 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ウ 評価を通して、法人の運営状況を分かりやすく社会に示し、市民への説明責任を果たす。	2 評価の基本的な考え方 (1) 事業年度評価 ① 年度計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。 ② 年度計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。 (2) 中期目標期間評価 ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その達成状況を明らかにする。 ② 中期目標の達成状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。 ③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう、見直し、修正を求める。	1 評価の基本方針 (1) 法人が「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という基本理念を実現するため、提供するサービスその他の業務の質を向上させるとともに、業務運営の改善及び効率化を進め、財務内容の改善に資することを目的に評価を行う。 (2) 法人の中期計画及び年度計画の実施状況を確認・分析し、明石市が示した中期目標をどの程度達成したかという観点から、実施状況や進捗状況を総合的に評価するものとする。 (3) 数値実績のみにとらわれることなく質的要素にも着目して評価を行うものとする。また計画に記載していない事項であっても特色ある取組や様々な工夫については積極的に評価する。 (4) 地域の医療状況や診療報酬改定など止むを得ない環境変化があった場合には、それに配慮して柔軟に評価するものとする。 (5) 評価を通じて、中期目標の達成状況や法人の取組内容等を市民等にわかりやすく示すものとする。 (6) 評価の方法については、社会情勢や環境の変化などを踏まえ、より適切なものとなるよう必要に応じて見直しを行う。	第1 基本方針 1 評価は、中期目標・中期計画の達成状況等を踏まえ、法人の業務運営等について多面的な観点から総合的に評価を行い、評価を通じて法人の継続的な質的向上に資するものとする。 2 評価を通じて、法人の中期目標・中期計画の達成に向けた取組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。 3 業務運営の改善や効率化等の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。 4 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直し・改善するものとする。
評価の種類	3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価（項目別評価）する。 なお、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）も行う。 (1) 事業年度評価 ア 項目別評価 (ア) 評価に当たっては、法人の自己点検および自己評価に基づいて、年度計画の各項目ごとに、業務の実施状況を業績内容の確認を行う。 (イ) 年度計画における業務の進捗状況を総合的に勘案し、中期目標および中期計画の別途定める項目ごとに評価を行う。 (ウ) 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。 イ 全体評価 項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。	3 評価方法 法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うこととし、事業年度評価においては中期計画に定められた各項目の毎事業年度における業務の実施状況を、中期目標期間評価においては中期目標および中期計画に定められた各項目についての達成状況を、それぞれ評価（項目別評価）するとともに（項目別評価）、項目別評価の結果を踏まえ、法人の全体的な評価（全体評価）を行う。 (1) 事業年度評価 (イ) 項目別評価 ① 評価に当たっては、業務の実施状況と業務の内容を総合的に勘案して行う。 ② 年度計画の各項目ごとに次の5段階で評価を行う。 S：特に優れた実績を上げている。 A：年度計画どおり実施している。 B：概ね年度計画どおり実施している。 C：年度計画を十分には実施できていない。 D：業務の大幅な改善が必要である。 ③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。 (ロ) 全体評価 ① 項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。	2 評価の種類 評価は、毎事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行う。 (1) 年度評価 ① 項目別評価 中期計画及び年度計画に記載されている小項目及び大項目について、当該年度における実施状況の評価を行う。大項目は、中期計画及び年度計画の中項目とし、小項目は必要に応じて細分化できるものとする。 ② 項目別評価における留意点 小項目評価は、法人が策定した年度計画の実施状況について評価を行う。大項目評価については、小項目の評価結果を踏まえながらも、あくまで中期目標・中期計画の当該年度の実施状況や進捗状況の観点から評価するものとする。従って、小項目評価の単純集計と大項目評価が整合しない場合もあり得る。 ③ 全体評価 項目別評価の結果を踏まえて、当該年度における中期目標・中期計画の実施状況や進捗状況、その他業務陰影全体について総合的に評価する。 (2) 中期目標期間評価 ① 項目別評価 中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該中期目標期間中に行った各年度評価の結果を踏まえて大項目別評価を行う。 ② 全体評価 項目別評価の結果を踏まえて、当該中期目標期間における中期目標の達成状況、その他業務運営全体について総合的に評価する。	第2 評価方法 評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」を併せて行うものとする。 1 年度評価 (1) 法人の自己評価・自己点検に基づき、中期計画及びこれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。 (2) 年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。 2 中期目標期間評価 (1) 各年度評価の評価結果も踏まえつつ、中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。 (2) 中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途定めるものとする。

法人名	秋田公立美術大学	秋田県立病院機構	明石市立市民病院	大牟田市立病院
評価方法	<p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>ア 項目別評価</p> <p>(7) 評価に当たっては、法人の自己点検および自己評価に基づいて、中期計画に定められた各項目ごとに、業務の実施状況を業績内容の確認を行う。</p> <p>(4) 中期計画における各項目の達成状況を総合的に勘案し、中期目標および中期計画の別途定める項目ごとに評価を行う。</p> <p>(9) 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。</p> <p>イ 全体評価</p> <p>(7) 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p> <p>(4) 法人の組織、業務等のあり方について、法人設立時および中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。</p>	<p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>(4) 項目別評価</p> <p>① 評価に当たっては、業務の達成状況と業務の内容を総合的に勘案して行う。</p> <p>② 中期計画に定められた各項目ごとの達成状況を踏まえ、中期目標の各項目ごとにその達成状況について次の5段階で評価を行う。</p> <p>S: 特に優れた実績を上げている。 A: 中期目標どおり達成している。 B: 中期目標を概ね達成している。 C: 中期目標を十分には達成できていない。 D: 業務の大幅な改善が必要である。</p> <p>③ 評価結果の説明に併せ、必要に応じ特筆すべき事項を記述する。</p> <p>(a) 全体評価</p> <p>① 項目別評価の結果等を踏まえ、業務の達成状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p> <p>② 法人の組織業務のあり方について、法人設立時及び中期目標設定時の理念を基礎としつつ、法人を取り巻く諸事情も勘案し、業務の必要性等の観点から総括する。</p>	<p>4 年度評価の具体的方法</p> <p>(1) 項目別評価</p> <p>項目別評価は、①法人による小項目自己評価、②評価委員会による小項目評価、③評価委員会による大項目評価、の順に行う。</p> <p>①法人による小項目自己評価</p> <p>ア 法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について、5段階で自己評価を行ったうえで、業務実績報告書を作成する。</p> <p>イ 業務実績報告書には、自己評価の理由を記載する。</p> <p>ウ 特記事項として、特色ある取組や法人運営を円滑に進めるための工夫、達成できなかった理由や今後の課題などを自由に記載する。</p> <p>評価 内容</p> <p>5 年度計画を大幅に上回っている 4 年度計画を上回っている 3 年度計画どおりである。 2 年度計画を下回っている 1 年度計画を大幅に下回っている</p> <p>②評価委員会による小項目評価</p> <p>ア 評価委員会は、法人の自己評価や達成状況等を検証し、法人の自己評価と同様、小項目ごとに1～5の5段階による評価を行う。</p> <p>イ 評価委員会の判断と法人による自己評価が異なる場合は、その判断理由等を示す。</p> <p>ウ 必要に応じて特筆すべき点や改善すべき点についてコメントを記載する。</p> <p>③ 評価委員会による大項目評価</p> <p>ア 小項目評価の結果を踏まえて、大項目ごとの中期目標・中期計画の実施状況や進捗状況について総合的に判断し、次の5段階による評価を行う。</p> <p>イ 必要に応じて判断理由を記載する。</p> <p>評価 内容</p> <p>S 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある A 中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる B 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおりに進んでいる C 中期目標・中期計画の達成には遅れている D 中期目標・中期計画の達成には大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある</p> <p>(2) 全体評価</p> <p>① 評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該年度の中期計画の実施状況や進捗状況について記述式により評価する。</p> <p>② 全体評価では、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価する。</p>	
評価の具体的な実施方法	<p>4 評価の具体的な実施方法</p> <p>(1) 事業年度評価</p> <p>ア 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、実績報告書等を評価委員会に提出する。</p> <p>イ 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検、自己評価等について、ヒアリングを行う。</p> <p>ウ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。</p> <p>実績報告 6月末 法人○実績報告書、財務諸表等提出 評価 7～8月 評価委員会○法人からのヒアリング実施</p> <p>○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定 ○評価結果の通知・公表</p> <p>通知・公表 9月</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>ア 各法人は、中期目標期間終了後、6月末までに、中期目標期間に係る事業報告書等を評価委員会に提出する。</p> <p>イ 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。</p> <p>ウ 評価委員会は、中期目標期間終了後、11月末を目途に評価結果を決定する。</p> <p>実績報告 6月末 法人○中期目標期間に係る事業報告書等提出 評価 7～11月 評価委員会○法人からのヒアリング実施</p> <p>○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定 ○評価結果の通知・公表</p> <p>通知・公表 12月</p>	<p>4 評価の具体的な実施方法</p> <p>(1) 事業年度評価</p> <p>① 各法人は、毎年6月末までに財務諸表、実績報告書等を評価委員会に提出する。</p> <p>② 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。</p> <p>③ 評価委員会は、毎年8月末を目途に評価結果を決定する。</p> <p>実績報告 6月末 法人○実績報告書、財務諸表等提出 評価 7～8月 評価委員会○法人からのヒアリング実施</p> <p>○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定 ○評価結果の通知・公表</p> <p>通知・公表 9月</p> <p>(2) 中期目標期間評価</p> <p>① 各法人は、中期目標期間終了後、6月末までに、中期目標期間に係る事業報告書等を評価委員会に提出する。</p> <p>② 提出された上記報告書をもとに評価委員会が評価を実施するに当たっては、法人からその業務の実績、自己点検等について、ヒアリングを行う。</p> <p>③ 評価委員会は、中期目標期間終了後、11月末を目途に評価結果を決定する。</p> <p>実績報告 6月末 法人○中期目標期間に係る事業報告書等提出 評価 7～11月 評価委員会○法人からのヒアリング実施</p> <p>○補足資料要請・検討 ○各委員による評価 ○評価結果の検討・決定 ○評価結果の通知・公表</p> <p>通知・公表 12月</p>	<p>3 評価の進め方</p> <p>(1) 報告書の提出</p> <p>法人から、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務実績報告書が評価委員会に提出される。</p> <p>(2) 評価の実施</p> <p>評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的に判断して評価を行う。</p> <p>(3) 評価結果の活用</p> <p>①法人は、評価結果を踏まえて組織や業務運営の改善に取り組むものとする。</p> <p>②法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。</p>	<p>第4 評価の進め方</p> <p>1 報告書の提出</p> <p>法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。</p> <p>2 評価の実施</p> <p>評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。</p> <p>3 意見申立て機会の付与</p> <p>評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果(案)に対する意見申立ての機会を付与する。</p>

法人名	秋田公立美術大学	秋田県立病院機構	明石市立市民病院	大牟田市立病院
評価結果の活用				第3 評価結果の活用 1 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。 2 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。 3 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。
中期目標・中期計画に関する法人との意見交換および市長への意見	5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換および市長への意見 法人は、中期目標期間における終了年度の前年度の3月末までに、中期計画の達成見込み等に係る資料を評価委員会に提出する。 これを受け、評価委員会は、中期目標期間の終了年度開始後速やかに、中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行い、以下の件について市長へ意見を申し述べる。なお、(2)の意見については法人へ通知する。 (1) 中期目標期間の終了時において市長が行う、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織および業務の全般にわたる検討に資する件 (2) 当期の中期目標・中期計画の達成および次期の中期目標・中期計画に関する件	5 中期目標・中期計画に関する法人との意見交換及び知事への意見 評価委員会は、中期目標期間の終了年度において中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行い、中期目標期間の終了時において知事が行う組織及び業務全般にわたる検討に資するため知事へ意見を申し述べる。 併せて、評価委員会は、法人との意見交換を踏まえ、知事及び法人に対し当期の中期目標・中期計画の達成及び次期の中期目標・中期計画に関する意見を申し述べる。 ① 各法人は、中期目標期間の終了年度の前年度の3月末までに、中期計画の達成見込み等に係る資料を評価委員会に提出する。 ② 評価委員会は、中期目標期間の終了年度開始後速やかに、中期計画の達成見込み等について法人との間で意見交換を行う。		
目標・計画を策定する際の留意点				第5 目標・計画を策定する際の留意点 法人において、目標・計画を策定する際は、その達成状況を客観的に測定することができるよう、数値目標を設定することを基本とする。数値目標の設定が困難な場合は、達成状況が明らかになるように目標設定を工夫するものとする。
その他	6 その他 (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申し立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申し立ての期限を通知する。 (2) 個別の評価基準については別に定めるものとする。 (3) 本基本方針については、事業年度評価および中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。	6 その他 (1) 評価結果の決定に際し、評価の透明性・正確性を確保するために、法人に意見の申し立ての機会を与えることとし、法人に対して個別の評価ごとに申し立ての期限を通知する。 (2) 個別の評価基準については別に定めるものとする。 (3) 本基本方針については、事業年度評価及び中期目標期間評価の実施結果を踏まえ、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。	5 その他 (1) この「評価の方針」については、必要に応じて評価委員会の決定により改正することができるものとする。 (2) この「評価の方針」に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、評価委員会が別に定める。	

## 他の地方独立行政法人の年度評価基準

法人名	秋田公立美術大学	秋田県立病院機構	明石市立市民病院	大牟田市立病院																		
表題	公立大学法人秋田公立美術大学の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準	地方独立行政法人秋田県立病院機構の各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準		地方独立行政法人大牟田市立病院の年度評価実施要領																		
決定月日	平成25年11月12日	平成22年7月28日 改正：平成25年8月20日		平成22年月日																		
決定機関	秋田市公立大学法人評価委員会	秋田県地方独立行政法人評価委員会		地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会決定																		
前文	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定および公立大学法人秋田公立美術大学の業務実績に係る評価基本方針（平成25年11月12日秋田市公立大学法人評価委員会決定）に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定及び秋田県地方独立行政法人の業務実績に係る評価基本方針（平成17年7月13日秋田県地方独立行政法人評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。		地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針（平成22年月日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。																		
評価の趣旨・方針	1 評価の趣旨 各事業年度において、中期計画に掲げた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。	1 評価の趣旨 各事業年度において、中期計画に定められた各項目における業務の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。		第1 評価方針 1 年度評価は、中期目標・中期計画の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。 2 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。																		
評価方法	2 評価の実施 法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。	2 評価の実施 法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。		第2 評価方法 1 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。 2 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を確認することにより、各年度における中期計画の各事項の進捗状況を確認する。 3 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。																		
自己評価	(1) 項目別評価 ア 法人による自己評価 法人は、様式1「公立大学法人秋田公立美術大学平成〇〇年度業務実績調査（以下「年度業務実績調査」という。）」の「項目別実施状況」に基づき、年度計画の最小単位の項目（以下「小項目」という。）ごとに自己評価を行う。その際には、以下の4段階の区分により、その判断理由を付して、進捗状況の評価する。 【評価基準】 Ⅳ：年度計画を上回って実施している。 Ⅲ：年度計画を十分に実施している。 Ⅱ：年度計画を十分に実施していない。 Ⅰ：年度計画を実施していない。			第3 項目別評価の具体的方法 項目別評価は、1 法人による自己評価、2 評価委員会による小項目評価、3 評価委員会による大項目評価、の手順で行う。 1 法人による自己評価 (1) 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の表のとおり、5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 60%;">進捗の度合い</td> <td style="width: 30%;">判断基準</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>計画を大幅に上回る。</td> <td>計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>計画を順調に実施している。</td> <td>計画どおりに実施している。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>計画を下回るが、計画に近い。</td> <td>計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>計画を下回る</td> <td>計画からすれば、支障や問題があるレベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>計画を大幅に下回っている。</td> <td>計画からすれば、著しく乖離したレベル、又は未着手</td> </tr> </table> (2) 業務実績報告書には、自己評価のほか自己評価判断理由（実施状況等）を記載する。 (3) 業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。	区分	進捗の度合い	判断基準	5	計画を大幅に上回る。	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル	4	計画を順調に実施している。	計画どおりに実施している。	3	計画を下回るが、計画に近い。	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル	2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル	1	計画を大幅に下回っている。	計画からすれば、著しく乖離したレベル、又は未着手
区分	進捗の度合い	判断基準																				
5	計画を大幅に上回る。	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル																				
4	計画を順調に実施している。	計画どおりに実施している。																				
3	計画を下回るが、計画に近い。	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル																				
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル																				
1	計画を大幅に下回っている。	計画からすれば、著しく乖離したレベル、又は未着手																				
評価委員会項目別評価①	イ 評価委員会による評価 評価委員会は、法人が行った自己評価の妥当性を検証し、法人と評価が異なる場合には、その理由等を示す。 こうしたことを踏まえ、中期計画の各項目の達成度合いを、定量的な観点と定性的な要因により総合的に確認し、「年度業務実績調査」の「項目別評価」における中期目標の次の大項目（大学の教育研究等の質の向上に関する目標については中項目）ごとに、以下の5段階の区分により進捗状況の評価する。 【評価項目：中期目標大項目（一部中項目）】 ① 大学の教育研究の質の向上に関する目標（教育に関する目標） ② 大学の教育研究の質の向上に関する目標（学生への支援に関する目標） ③ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（研究に関する目標） ④ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（社会貢献に関する目標） ⑤ 大学の教育研究の質の向上に関する目標（国際交流に関する目標） ⑥ 業務運営の改善および効率化に関する目標 ⑦ 財務内容の改善に関する目標 ⑧ 自己点検・評価および情報の提供に関する目標 ⑨ その他業務運営に関する重要事項に関する目標	(1) 項目別評価 項目別評価は、様式1「地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する項目別調査」に基づき、中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容を総合的に勘案して実施する。 なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し記述する。 ・政策医療を担う医療機関として、また県内における中心的かつ指導的な医療機関として果たしている役割を積極的に評価する。 ・自立性、機動性、透明性が高く、効率的な病院経営がなされていることを積極的に評価する。 ・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。 ・中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。		2 評価委員会による小項目評価 (1) 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価を行う。 (2) 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。 (3) その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。																		

法人名	秋田公立美術大学	秋田県立病院機構	明石市立市民病院	大牟田市立病院
評価委員会項目別評価②	<p><b>【評価基準】</b>  S：特に優れた実績を上げている。  (評価委員会が特に認める場合)  A：年度計画を順調に実施している。  (評価委員会の小項目別評価が全てⅣまたはⅢ)  B：年度計画を概ね順調に実施している。  (評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割以上)  C：年度計画を十分には達成できていない。  (評価委員会の小項目別評価のⅣまたはⅢの割合が9割未満)  D：業務の大幅な改善が必要である。  (評価委員会が特に認める場合)  ※上記の評価基準は目安であり、社会情勢等の変化による遅れや、小項目の重要性を考慮する。  なお、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項等を考慮し、コメントを付す。  (7) 中期目標における基本的な目標に掲げた4つの基本理念に基づく法人の取組を積極的に評価する。  (4) 大学経営の活性化等を目指した法人の特色ある取組を積極的に評価する。  (5) 法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。  (6) 必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。  (8) 中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。</p>	<p><b>3 項目別評価の基準</b>  原則として、以下の5段階で評価する。  S：特に優れた実績を上げている。  (評価委員会が特に認める場合)  A：年度計画どおり実施している。  (達成度が100%以上と認められるもの)  B：概ね年度計画を実施している。  (達成度が80%以上100%未満と認められるもの)  C：年度計画を十分には達成できていない。  (達成度が80%未満と認められるもの)  D：業務の大幅な改善が必要である。  (評価委員会が特に認める場合)  ・定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。  ・定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。  ・評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。</p>		<p><b>3 評価委員会による大項目評価</b>  (1) 評価委員会において、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況並びに特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。  S：中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある  A：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる  B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる  C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている  D：中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある</p>
評価委員会全体評価	<p>(2) 全体評価  全体評価は、「年度業務実績調書」の「全体評価」において実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況および法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。  また、あわせて、中期計画の達成状況と、必要に応じて組織および業務運営に係る改善を要する事項等を付す。</p>	<p>(2) 全体評価  全体評価は、様式2「地方独立行政法人秋田県立病院機構の業務の実績に関する全体評価調書」に基づき実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p>		<p><b>第4 全体評価の具体的な方法</b>  1 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。  2 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など)を積極的に評価することとする。</p>
具体的な進め方とスケジュール				<p><b>第5 年度評価の具体的な進め方とスケジュール</b>  1 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】  2 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】  3 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。【7～8月】  4 評価(案)について法人に意見申し立て機会を付与する。【8月中～下旬】  5 評価委員会において評価を決定して、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。【8月下旬】</p>
その他	<p><b>3 その他</b>  本基準は、必要に応じ、評価委員会で協議し、見直すことができるものとする。</p>	<p><b>4 その他</b>  本基準は、必要に応じ、評価委員会の協議により見直すことができるものとする。   様式1及び様式2 略</p>		<p><b>第6 その他</b>  1 法人において作成する業務実績報告書の様式は、別紙のとおりとする。  2 本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、不断に見直し・改善を図るものとする。</p>